

## 呉市立美術館美術品収集基本方針

### 美 術 館

呉市立美術館が収集する美術品に関する基本方針を次のとおり定める。

- 1 収集する美術品は、芸術性が高く制作意図の明確なもので、次に掲げるものとする。
  - (1) 絵画、版画、写真等の平面造形作品及び彫塑、工芸品等の立体造形作品で、主として近代以降に制作された作品
  - (2) その他美術館の所蔵品としてふさわしいと認められる作品
  - (3) 作品、作者及び作品が制作された背景を理解するために必要な下図、日記、書簡及び図書等の補助資料
- 2 呉市ゆかりの美術品については、前項に準拠して収集する。
- 3 美術品の収集にあたっては、それぞれの作品又は資料が関連性や体系性をもって展示できるよう配慮する。

#### 付 則

- 1 この方針は、平成12年3月9日から実施する。
- 2 呉市立美術館美術品収集要領は、廃止する。